

## 「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	市場周辺地区地区計画
建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>ただし、新潟都市計画市場周辺地区地区計画の計画図に表示するA街区については、第5号に掲げる建築物を建築することができない。</p> <p>(1) 事務所  (2) 自動車車庫  (3) 倉庫  (4) 工場  (5) ガソリンスタンド  (6) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの  (7) 寄宿舎  (8) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積が3,000平方メートル以内のもの  (9) 展示場その他これに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積が10,000平方メートル以内のもの  (10) 集会場  (11) 前各号の建築物に附属するもの</p>
壁面の位置の制限	隣地境界線及び道路境界線から1.5m。
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限（高さは道路面からの高さによる）	<p>道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。</p> <p>ただし、高さ1m以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは、この限りでない。</p> <p>ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。（*1）</p>

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話：025-226-2849(直通)

\*1は、条例第8条に定められている規定です。